

# いつも身近に 民生委員

支援を必要としている住民の相談相手です。全国で約23万人、釧路市内では456人(主任児童委員を含む)が活動しています。とても身近にいるのに、意外と知られていない民生委員のことを簡単に、分かりやすくご紹介します。



民生委員児童委員の家は青い門標が目印です。

## 民生委員って？

民生委員法で地域ごとに配置が定められています。

### 配置人数

国の配置基準をもとに、知事が市町村の意見を聞いて定めます。釧路市は★印に該当し、456人を定数としています。

区分	基準世帯数
東京都区部および指定都市	220～440 世帯につき1人
中核市および人口10万人以上の市★	170～360 世帯につき1人
人口10万人未満の市	120～280 世帯につき1人
町村	70～200 世帯につき1人

### 身分

非常勤特別職の地方公務員。

### 無報酬

給与は支給されません。ただし、最低限必要な交通費や通信費などの活動費は自治体を通して国から支給されます。

### 任期

3年(再任可能)～3年ごとに一斉改選が行われます。次の改選期は2022年12月。

### どんな人になるのか

人柄がよく、物事に正しい判断を下す力のある方で、ボランティア精神に富み、社会福祉の仕事に理解と熱意がある方です。特別な資格などは必要ありません。年齢は20歳以上75歳未満で、その地区に5年以上居住していることとされています。

### 厚生労働大臣と北海道知事が委嘱

市区町村の民生委員推薦会が、町内会やPTA、地域のボランティア団体などから推薦された候補者を選考し、道の審議会を経て厚生労働大臣と北海道知事から委嘱されます。

### 児童委員を兼務

民生委員と表記していますが、正式には『民生委員・児童委員』といいます。これは、児童福祉法により、民生委員は児童委員も兼務することが定められているからです。

### 主任児童委員

民生委員児童委員の中から『主任児童委員』が厚生労働大臣により指名され、児童福祉に関わることを専門的に担当します。釧路市の場合、42名が主任児童委員として活動しています。

あなたの地域の担当民生委員児童委員を知りたい場合は、下記へお問い合わせください。

裏面では、民生委員の主な活動内容をご紹介します。

お問合せ先

市役所地域福祉課 TEL.(0154)31-4536  
民生委員児童委員協議会事務局 TEL.(0154)24-2468